



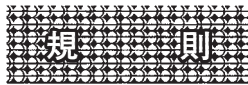
長野県報

6月4日(木)
平成21年
(2009年)
号外

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課)..... 1



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年6月4日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第35号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(72)のシを同スとし、同ケからサまでを同ココからシまでとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第5条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理
- (イ) 第5条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理
- (ウ) 第5条第3項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理
- (エ) 第6条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定
- (オ) 第6条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理
- (カ) 第6条第3項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (キ) 第6条第7項(第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第12条第7項の規定による台帳の整備及び保存
- (ク) 第6条第7項(第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧
- (ケ) 第7条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (コ) 第9条第1項の規定による申請の受理
- (サ) 第10条の規定による地位の承継の承認
- (シ) 第12条の規定による報告の徴収
- (ス) 第13条第1項の規定による改善命令

- (セ) 第13条第2項の規定による改善命令
- (7) 第14条第1項の規定による認定の取消し
- (ク) 第14条第2項の規定による通知

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課